

三沢市広告付き番号案内表示等システム設置事業 募集要項

三沢市（以下「本市」という。）は、市民サービスの向上及び番号表示機の設置等に係る費用の削減を図ると共に来庁者への行政情報等の提供を行うため、広告付き番号案内表示等システム設置事業者（以下「設置事業者」という。）を企画提案により募集します。

1. 概要

- (1) 市役所本庁舎市民課待合ロビーに、広告付き番号案内表示等システムを設置し、行政情報・企業広告等を放映する。
- (2) 事業については、広告付き番号案内表示等システムを提供する事業者（以下「事業者」という。）の無償提供とする。
- (3) 事業の実施に係る一切の費用（機器等の設置・運営・維持及び撤去、広告主の募集・広告の制作その他広告事業の実施にかかる費用、その他全ての費用）については、事業者の負担とし、本市の費用負担がないことを前提とする。
- (4) 事業の実施企業広告の広告料は事業者の収入とし、事業を円滑に運用するものとする。

2. 目的

- (1) 市民課来庁者の利用環境の向上
- (2) 市民課窓口及び待合ロビーの混雑緩和、待合時間の快適化
- (3) 来庁者への行政情報や地域情報などの各種情報の提供
- (4) 番号案内表示機等の設置・運用費用の削減

3. 設置場所

三沢市役所市民課窓口付近

4. 事業実施期間

運用開始日から5年間とする。

5. 運用

事業者は、定期的に設置機器のメンテナンス（放映状況の確認、清掃等）を実施するとともに、故障、事故、災害時等の対応体制を整え、本市からの問い合わせに対して速やかに対応すること。

6. 費用

- (1) 設置等に係る費用又は運用に係る費用、定期保守に係る費用、事故等に係る費用は事業者の負担とする。
- (2) 本市の機構改革や災害等のやむを得ない理由により機器等に変更の必要が生じたときの、移設または増設に伴う費用は事業者の負担とする。
- (3) 広告主の募集、広告映像の作成、更新及び運用並びに行政情報映像の作成、更新等に要する費用は、事業者の負担とする。
- (4) 行政財産使用料（1㎡当たり271,635円/年）及び広告モニターの電気料金（実費相当分）については、事業者の負担とし、本市が指定する期日までに本市へ納入すること。

7. 応募者資格

(1) 基本的要件

- ア) 自ら広告主の募集及び放映する広告並びに行政情報を制作することができ、事業を円滑に運用できる広告代理店（個人代理店を除く。関係会社への委託可）であること。
- イ) 広告モニター等の設置に伴う作業において、電気工事、モニター等取付工事、工事終了後の維持管理、事業終了時の撤去までの作業が自社グループ一貫体制であること。
- ウ) 企画提案書の内容が、「仕様書」に合致していること。
- エ) 本市と円滑な運用ができるよう、青森県・市内に本社もしくは社員が常駐する支社及び営業所（関係会社含む）を有し、且つ概ね1時間程度で設置場所に到着が可能であること。
- オ) 故障、事故、災害等、緊急時の対応として24時間365日対応可能なコールセンター等を設けていること。
- カ) 地方公共団体において、広告付き番号案内表示等システム設置事業に類似した実績を有していること。
- キ) 放映する広告について、外部機構等において広告内容を審査できる体制が整えられ、外部機構等から広告内容を審査した証として、広告掲載基準および審査合格証の提出ができること。

8. 資格制限

次のいずれかに該当する団体等は、応募することはできません。

- ア) 地方自治法施行令第167条の4に該当する者。
- イ) 法人税及び消費税（地方消費税を含む）を滞納している者。
- ウ) 市内に事務所、事業所等を有する者にあつては市税を滞納している者。

- エ) 会社更生法又は民事再生法による更生又は再生手続開始の申立てがなされている者。
ただし、更生手続開始又は再生手続開始の申立てがなされた者であっても、更生手続
終結又は再生手続終結の決定を受けた者については、当該更生手続開始又は再生
手続開始の申立てがなされなかったものとみなす。
- オ) 公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体又はその団体に属する者。

9. 提出書類

- ①三沢市広告付き番号案内表示等システム設置事業及び運用事業者申込書（様式1）
- ②法人の登記簿謄本（現在事項証明書で可）※3か月以内に発行されたもの。
写しで可。 1部
- ③貸借対照表及び損益計算書 ※直近の事業年度分 1部
- ④国税の納税証明書 ※3か月以内に発行されたもの。写しで可。 1部
- ⑤主たる事業所を有する所在地に係る都道府県税及び市町村民税の納税証明書（未納
がないことを証するもの） ※3か月以内に発行されたもの。写しで可。 1部
- ⑥地方公共団体において、広告付き番号案内表示等システム設置事業に類似した事業
実績（書式は自由） 1部
- ⑦会社の概要がわかるパンフレット 1部
- ⑧外部機構等のパンフレット及び広告掲載基準 1部

10. スケジュール

ア 公募開始	令和6年7月12日（金）
イ 質問書の受付期限	令和6年7月19日（金）
ウ 質問書に対する回答	令和6年7月26日（金）
エ 応募申込書	令和6年8月2日（金）
オ 応募資格確認結果通知	令和6年8月9日（金）
カ 企画提案書提出期限	令和6年8月23日（金）
キ プレゼン又はヒアリング	令和6年8月30日（金）
ク 選定結果通知	令和6年9月6日（金）
ケ 協定書の締結	令和6年10月上旬
コ 運用開始	令和6年12月上旬

(1) 質問及び回答

本プロポーザルに関する質問については、次のとおり受付及び回答を行う。

- ア 質問書の受付期限
令和6年7月19日（金）午後5時00分（必着）
- イ 質問書の受付方法

三沢市役所市民生活部市民課に、E-MAILにより質問書を添付し、送信すること。

E-MAIL : maw_shimin@misawashi.aomori.jp

ウ 質問書に対する回答期限

令和6年7月26日(金)

エ 注意事項

質問書の回答はE-MAILで行い、原則、電話・口頭等による質問には応じない。なお、質問の回答書の内容は、本募集要項の追加又は修正とみなすことができる。

(2) 応募申込書及び審査

本プロポーザルに応募を希望される事業者は、次のとおり書類を提出すること。なお、資格審査により不合格と判断された場合は、本プロポーザルへの参加資格がないものとする。

ア 応募申込書の受付期限

令和6年8月2日(金)午後5時00分(必着)

イ 応募申込書の提出場所及び方法

三沢市役所市民生活部市民課に、応募申込書を持参又は郵送とする。なお、郵送の場合は未着・遅延等が発生した際、原因の如何を問わず市は責任を負わない。

ウ 応募申込に必要な書類

① 応募申込書(様式1)

※必要に応じ、応募申込書に記載のある添付書類もあわせて提出すること。

(3) 応募資格確認結果通知

資格審査結果は、令和6年8月9日(金)に郵送にて通知を発送する。

(4) 企画提案書の提出

ア 企画提案書の提出期限

令和6年8月23日(金)午後5時00分(必着)

イ 企画提案書の提出場所及び方法

三沢市役所市民生活部市民課に、企画提案書及び提出書類を持参又は郵送(必着)とする。なお、郵送の場合は未着・遅延等が発生した際、原因の如何を問わず市は責任を負わない。

(5) 企画提案書の記載事項(書式は自由とするが、用紙サイズはA4サイズとする。)

提案書に記載する主な記載事項は次のとおりとする。

① システム機器等の仕様

- ② 設置するモニター機器等の仕様
- ③ 映像の制作・放映方法・構成
- ④ 広告内容の審査体制
- ⑤ その他、提案の独創性など
- ⑥ 事業者の業種
- ⑦ 類似した事業の実績
- ⑧ 機器の設置、故障、問い合わせ等への対応体制

(6) 事業者の選定及び結果通知

市の関係職員で構成する審査会により、提出された応募書類を基に審査を行い、最も評価の高い事業者を選定します。

必要に応じてプレゼンテーションを行う場合があります。(5) 企画提案書の記載事項を総合的に評価して選定します。選定結果はすべての提案者に書面で通知します。

(7) その他

①企画提案書 提出部数

正本1部 副本3部

②提出後の企画提案等の内容の修正、変更等は認めない。また、応募に要する費用は、全て応募者の負担とする。

③仕様は、別添「三沢市広告付き番号案内表示等システム設置事業仕様書」(以下「仕様書」という。)に定めることのほか、別途協議が必要な事項が生じた場合は、その都度協議すること。

④設置場所の調査を行う場合は、事前に連絡の上許可を得ること。

⑤提出された書類は返却しないものとする。

11. 担当部署

三沢市役所市民生活部市民課

〒033-8666 青森県三沢市桜町1丁目1番38号

電話番号：0176-53-5111 (内線235)

FAX 番号：0176-52-6616

E-MAIL：maw_shimin@misawashi.aomori.jp